

公 告

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により意見書の提出があったので、同条第3項の規定により概要を公告する。

なお、その意見書は令和4年7月1日から1月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

令和4年7月1日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ水海道店
岐阜市水海道二丁目6番3 外
- 2 意見の概要
岐阜市長の意見
 - ・ 廃棄物について
 - ・ 駐車場について
 - ・ 児童の安全確保について
 - ・ 関係法令について